

建 業 第 2 8 号
平成 31 年 4 月 12 日

交通基盤部内各課長
交通基盤部出先機関の長
農林事務所長 } 様

交通基盤部長

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等の取扱いについて（通知）

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に改正されることとなりますが、平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した建設工事請負契約等に基づき、平成31年10月1日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合は、当該課税資産の譲渡等については改正前の税率（8%）が適用される等、経過的な取扱いが行われることとなります。

このため、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る委託業務（以下「委託業務」という。）については、下記のとおり取り扱うこととしました。

ついては、その趣旨を十分理解のうえ、適切な運用をお願いします。

なお、「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等の取扱いについて（通知）」（平成26年1月31日付け建業第182号）は、廃止します。

本通知は、新元号施行前のため、本年5月1日以降について平成の元号を使用して表記しておりますが、本年5月1日以降は、新元号「令和」に読み替えるようお願いいたします（例：平成31年10月1日→令和元年10月1日）。

本通知内の用語の定義

「消費税等」 消費税及び地方消費税

「新税率」 平成31年10月1日施行の消費税率及び地方消費税率→10%

「旧税率」 平成31年9月30日施行以前の消費税率及び地方消費税率→8%

「請負代金額等」 請負代金及び業務委託料

担 当 建設支援局建設業課
電話番号 054-221-3059

記

第1 平成31年10月1日以後に締結する建設工事等の契約に係る消費税等の取扱い

1 消費税等の税率

10%をもって当初の契約を締結する。

2 入札公告及び指名通知の記載

平成31年10月1日以後に契約を締結する建設工事等に係る入札公告及び指名通知には、次の記載例による文言を明記するものとする。

(入札公告(共通事項)の記載例)

2-5 その他注意事項

- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(指名通知の記載例)

【落札決定の項目】

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 建設工事請負契約書等の請負代金額等の記載

静岡県工事執行規則(昭和50年3月25日規則第16号)等で規定する建設工事請負契約書等においては、契約の相手方が課税事業者の場合についてその取引に課される消費税等の額を明らかにするため、請負代金額等に併せて当該取引に係る消費税等の額(請負代金額等に110分の10を乗じて得た額)を記載するものとする。

契約の相手方が課税事業者と免税事業者とで結成された共同企業体(JV)の場合の当該取引に係る消費税等の額は、甲型にあっては請負代金等に課税事業者

の出資の割合を乗じて得た額に110分の10を乗じて得た額とし、乙型にあつては請負代金額等のうち課税事業者の分担工事額に110分の10を乗じて得た額とする。

なお、消費税等の額の算出に当たって1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

【参考 J Vについて】

※甲型：甲型共同企業体（共同施工方式）…全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて資金、人員、機械等を拠出して工事を施工する方式

※乙型：乙型共同企業体（分担施工方式）…各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割し（例えば、水力発電施設建設工事において、A社はダム、B社は導水路、C社は発電所を分担する場合）、各構成員は、それぞれの分担した工事について責任をもって施工する方式

4 随意契約

随意契約による場合は、上記方法に準じた方法によるものとする。

第2 平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に当初の契約を締結し、平成31年10月1日以後に引渡しを行うものに係る消費税等（平成31年度債務負担行為に基づく契約に係る工事等を含む。）の取扱い（別添概要のⅠの（1）及びⅡの（1）を参照）

1 消費税等の税率

10%をもって当初の契約を締結する。

2 平成31年9月30日までに請求を受けた前金払及び部分払の取扱い

平成31年9月30日までに請求を受けた前金払及び部分払には、新税率による消費税等の増加額相当分を含まないものとする。当該増加額相当分は、完成時に支払うものとする。ただし、3の規定により減額の変更契約を行う場合を除く。

3 経理方法による取扱い

受注者は、適用する経理の方法を、契約後速やかに様式「適用経理方法申出書」により申し出るものとする。

受注者が工事進行基準の方法による経理を行う場合において、消費税法改正法附則第7条第1項の規定の適用を受け（長期大規模工事等の工事）、建設工事の

着手の日から平成31年9月30日までの期間に対応する部分の対価として売上処理した金額の部分については、平成31年9月30日までに課税資産の譲渡等を行ったこととすることができる。当該規定の適用を受けた部分に係る課税資産の譲渡等については、旧税率が適用される。そのため、当該規定の適用を受けたことが確認できる書類（消費税法改正法附則第7条第4項の規定による受注者からの通知等をいう。）の提出を受けて、減額の変更契約を行うものとする。

受注者が工事完成基準の方法による経理を行う場合において、建設工事の着手の日から平成31年9月30日までの期間に部分引渡しが行われた課税資産の譲渡等については、旧税率が適用されるため、同様に減額の変更契約を行う。

【参考 工事進行基準と完成基準について】

※工事進行基準…工事の進捗状況に応じて収益が発生するものと考え、工事の進行状況に合わせて収益とそれに対応する原価を合理的に見積もり、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法。長期大規模工事等の工事において適用される。

※工事完成基準…工事が完成し目的物の引渡しを行った時点で、工事収益及び工事原価を認識する方法。一般的にはこちらを採用している。

4 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定（静岡県建設工事請負契約約款第25条）の適用に当たっては、新税率による物価の変動分を除くものとする。

5 入札公告の記載

当該建設工事等に係る入札公告は、次の記載例による文言を明記するものとする。

（入札公告（個別事項）の記載例）

1-1-1 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う経過措置

1 この工事は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）第3条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号。以下「改正消費税法」という。）の適用による消費税の税率（以下「新消費税率」という。）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「改正地方税法」という。）の適用による地方消費税の税率

(以下「新地方消費税率」という。)をもって当初の契約を締結するものとする。

- 2 平成31年9月30日までに請求を受けた前金払(中間前金払を含む。)及び部分払には、新消費税率による消費税の増加額相当分及び新地方消費税率による地方消費税の増加額相当分を含まないものとする。
- 3 工事進行基準の方法による経理を行う受注者が、消費税法改正法附則第7条第1項の規定の適用を受け、当該建設工事の着手の日から平成31年9月30日までの期間に対応する部分の対価として売上処理した金額の部分については、平成31年9月30日までに課税資産の譲渡等を行ったこととすることができる。当該規定の適用を受けた部分に係る課税資産の譲渡等については、改正消費税法の適用による改正前の消費税率(以下「旧消費税率」という。)及び改正地方税法の適用による改正前の地方消費税率(以下「旧地方消費税率」という。)が適用されるため、減額の変更契約を行うものとする。

工事完成基準の方法による経理を行う受注者が、当該建設工事の着手の日から平成31年9月30日までの期間に部分引渡しを行った課税資産の譲渡等についても、旧消費税率及び旧地方消費税率が適用されるため、減額の変更契約を行うものとする。

6 建設工事請負契約書等の請負代金額等の記載及び特記事項

契約金額は、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。建設工事請負契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合についてその取引に課される消費税等の額を明らかにするため、請負代金額に併せて当該取引に係る消費税等の額(請負代金額に110分の10を乗じて得た額)を記載する。

併せて、当初の契約締結時に、特記事項として、建設工事については別紙1、別紙3又は別紙5を、委託業務については別紙2又は別紙4を付するものとする。

第3 平成31年3月31日までに契約を締結し、平成31年10月1日以後に引渡し予定の建設工事等で、平成31年4月1日以後に行われる設計変更により請負代金額等を増額するものの消費税等の取扱い(別添概要のIの(2)及びIIの(2)を参照)

この要件に該当する建設工事等に係る消費税等の取扱いは次のとおりとし、当初の契約締結時には旧税率を適用し、変更時に当該増額分についてのみ、新税率を適用する。(消費税法改正法附則第5条第3項)

1 新税率による消費税等の増加額相当分の負担

平成31年4月1日以後に行われる設計変更により請負代金額等の増額がある場合は、当該増額部分に相応する新税率による消費税等の増加額相当分（免税事業者の場合は、仕入れに係る新税率による消費税等の増加額相当分）につき請負代金額等を変更するものとする。

2 平成31年9月30日までに請求を受けた前金払及び部分払の取扱い

第2の2によるものとする。

3 経理方法による取扱い

第2の3によるものとする。

4 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

第2の4によるものとする。

5 建設工事請負契約書等の請負代金額等の変更協議及び特記事項

請負代金額等の変更契約時に、受注者と様式1により協議のうえ、建設工事請負契約書等に特記事項として、建設工事については別紙5又は別紙6、委託業務については別紙7を付するものとする。

第4 平成31年3月31日までに契約を締結し、平成31年9月30日までに引渡し予定の建設工事等で、平成31年4月1日以後に行われる設計変更により遅延し、引渡しが平成31年10月1日以後になるとともに、請負代金額等を増額するものの消費税等の取扱い（別添概要のⅠの(3)及びⅡの(3)を参照）

当初の契約締結時には旧税率を適用し、変更時に当該増額分についてのみ、新税率を適用する。（消費税法改正法附則第5条第3項）

1 新税率による消費税等の増加額相当分の負担

工期の延長が静岡県建設工事請負契約約款第18条から第21条までの規定による場合、履行期間の延長が静岡県業務委託契約約款第18条から第20条まで又は第22条の規定による場合等、平成31年4月1日以後に行われる設計変更で工期又は履行期間の延長が受注者の責に帰すことができない事由によりなされる場合であって、請負代金額等の増額があるときは、当該増額部分に相応する新税率によ

る消費税等の増加額相当分（免税事業者の場合は、仕入れに係る新税率による消費税等の増加額相当分）につき請負代金額等を変更するものとする。

2 平成31年9月30日までに請求を受けた前金払及び部分払の取扱い

第2の2によるものとする。

3 経理方法による取扱い

第2の3によるものとする。

4 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

第2の4によるものとする。

5 請負代金額等の変更の時期

請負代金額等の変更は、工期又は履行期間を延長するときに行うものとする。

6 建設工事請負契約書等の請負代金額等の変更協議及び特記事項

請負代金額等の変更契約時に、受注者と様式2により協議のうえ、建設工事請負契約書等に特記事項として、建設工事については別紙5又は別紙6、委託業務については別紙7を付するものとする

第5 平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に当初の契約を締結し、平成31年9月30日までに引渡し予定の建設工事等で、設計変更により遅延し、引渡しが平成31年10月1日以後になるものの消費税等の取扱い（別添概要のⅠの（4）及びⅡの（4）を参照）

当初の契約締結時には旧税率を適用し、変更時に契約額全額について、新税率を適用する。

1 新税率による消費税等の増加額相当分の負担

工期の延長が静岡県建設工事請負契約約款第18条から第21条までの規定による場合、履行期間の延長が静岡県業務委託契約約款第18条から第20条まで又は第22条の規定による場合等、工期又は履行期間の延長が受注者の責に帰すことができない事由によりなされる場合は、契約額全額に相応する新税率による消費税等の増加額相当分（免税事業者の場合は、仕入れに係る新税率による消費税等の増加額相当分）につき請負代金額等を変更するものとする。

2 請負代金額等の変更額

受注者と協議するための請負代金額等の変更額の積算は、次のとおりとする。

- (1) 受注者が課税事業者の場合は、新税率による消費税等の増加額相当分は、請負代金額等から取引に係る消費税等の額を除いた金額に100分の2を乗じて得た額とする。
- (2) 受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る新消費税率による消費税等の増加額相当分は、平成31年10月1日以後の仕入れ相当額から仕入れに係る消費税等の額を除いた金額に100分の2を乗じて得た額とする。

3 平成31年9月30日までに請求を受けた前金払及び部分払の取扱い

第2の2によるものとする。

4 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

第2の4によるものとする。

5 請負代金額等の変更の時期

請負代金額等の変更は、工期又は履行期間を延長するときに行うものとする。

6 建設工事請負契約書等の請負代金額等の変更協議及び特記事項

請負代金額等の変更契約時に、受注者と様式3により協議のうえ、建設工事請負契約書等に特記事項として、建設工事については別紙3又は別紙5、委託業務については別紙4を付するものとする。

第6 その他

1 予定価格の決定

消費税等は、税の転嫁を通じて最終的には発注者等の消費者が負担すべきものであることから、予定価格は消費税等を考慮して適正に定めるものとする。

2 免税事業者に係る消費税及び地方消費税の取扱い

平成31年3月31日までに契約を締結し、平成31年10月1日以後に引き渡される建設工事等で、受注者が免税事業者の場合、仕入れに係る新税率による消費税等の増加額相当分につき請負代金額等を変更するものとする。

3 特別な事情がある場合の取扱い

この通知の規定により難い特別な事情がある場合の取扱いは、別途協議するものとする。

第7 施行期日等

1 施行期日

この通知は、平成31年4月12日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札、指名通知を行う指名競争入札又は見積合わせを行う随意契約から適用する。

2 この通知の施行日前に既に公告等を行っている建設工事等に係る消費税等の取扱い（別添概要のⅠの(1)及びⅡの(1)を参照）

第2の規定に該当する建設工事等であって、この通知の施行日前に既に公告、指名通知又は見積合わせを行っているものについては、当該公告、当該指名通知又は当該見積合わせにおいて定める条件により入札又は見積合わせを行い、当該入札又は当該見積合わせによる落札者又は決定者と様式4により協議のうえ、第2に規定する条件で契約を締結するものとする。

併せて、建設工事請負契約書等に特記事項として、建設工事については別紙1、別紙3又は別紙5、委託業務については別紙2又は別紙4を付するものとする。

3 この通知の施行日前に契約済の建設工事等に係る消費税等の取扱い（別添概要のⅠの(1)及びⅡの(1)を参照）

第2の規定に該当する建設工事等であって、この通知の施行日前に契約済のものについては、受注者と様式5により協議のうえ、建設工事請負契約書等に特記事項として、建設工事については別紙1、別紙3又は別紙5、委託業務については別紙2又は別紙4を付するものとする。

別添概要

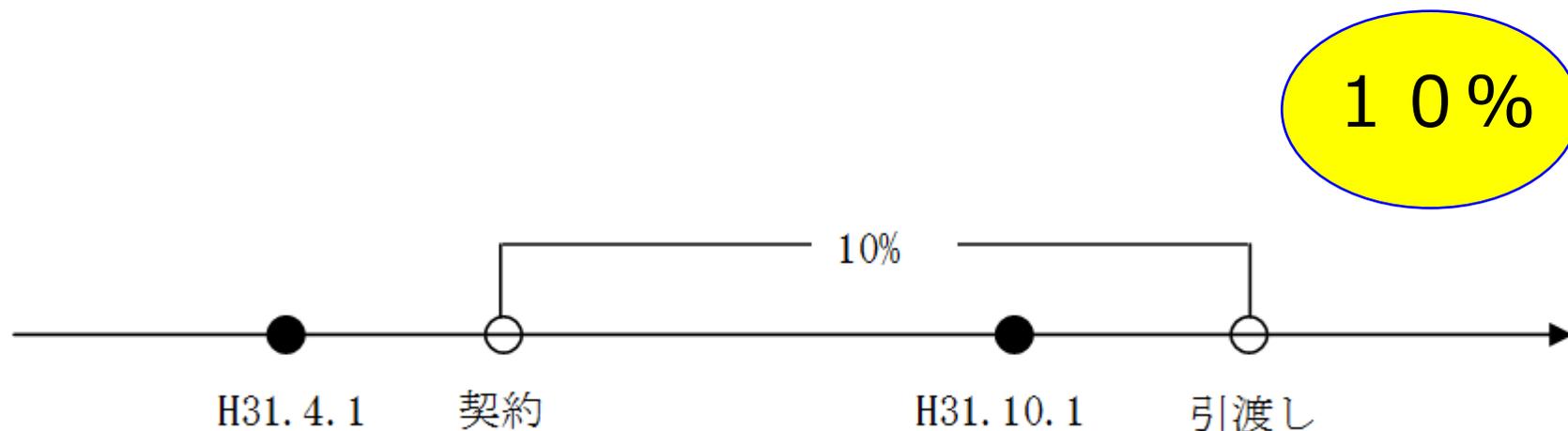
I 経過措置の基本的パターン

I (1)	平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に当初契約、平成31年10月1日以後引渡しの建設工事等
I (2)	平成31年3月31日までに契約、平成31年10月1日以後引渡しの建設工事等
I (3)	平成31年3月31日までに契約、平成31年9月30日までに引渡しの建設工事等
I (4)	平成31年4月1日以降、9月30日までの間に当初契約、平成31年9月30日までに引渡しの建設工事等

別添概要

I 経過措置の基本的パターン

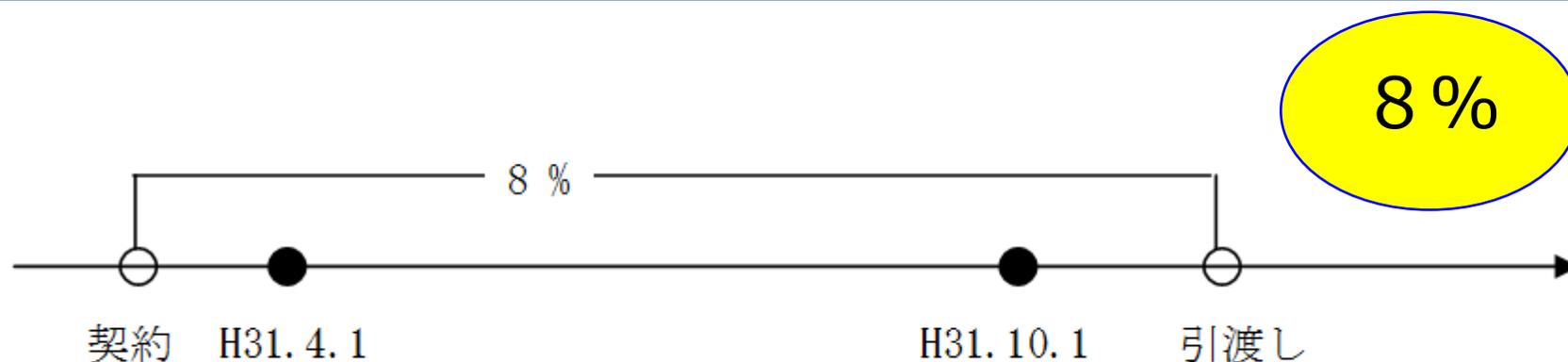
(1) 平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に
当初契約、平成31年10月1日以後引渡しの建設工事等
→経過措置が適用されない



別添概要

I 経過措置の基本的パターン

(2) 平成31年3月31日までに契約、平成31年10月1日以後引渡しの建設工事等
→経過措置が適用される

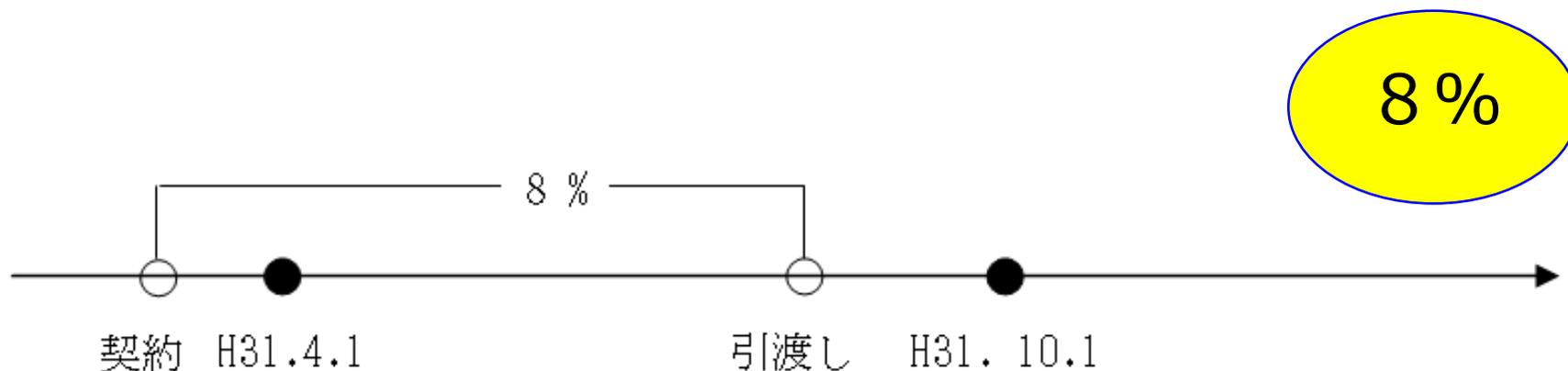


平成31年4月1日より前に契約しているため、経過措置が適用され、平成31年10月1日以降の引渡しでも8%となっている。

別添概要

I 経過措置の基本的パターン

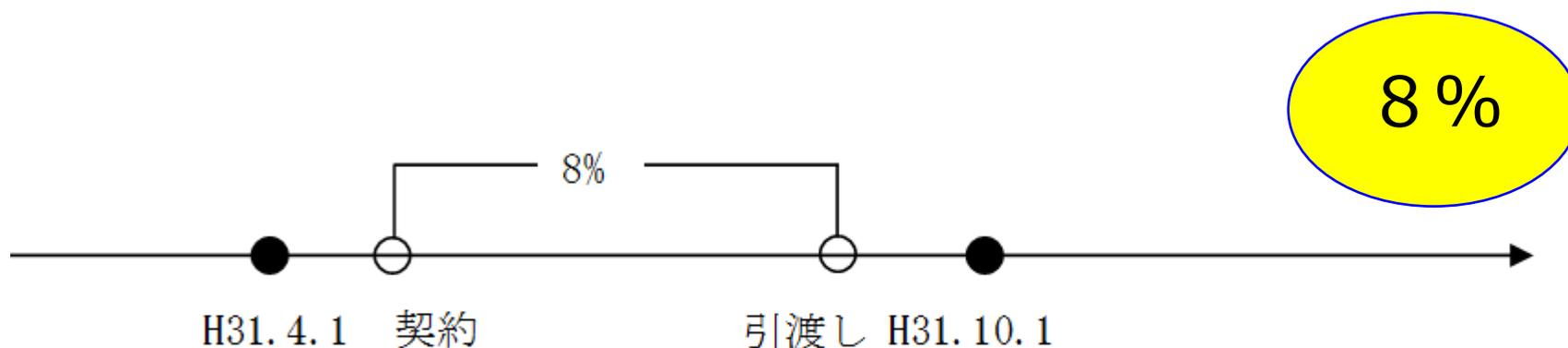
(3) 平成31年3月31日までに契約、平成31年9月30日までに引渡しの建設工事等
→引渡しが税率アップ前なら8%



別添概要

I 経過措置の基本的パターン

- (4) 平成31年4月1日以降、9月30日までの間に当初契約、平成31年9月30日までに引渡しの建設工事等
→ 4月1日以降契約でも、引渡しが税率アップ前なら8%



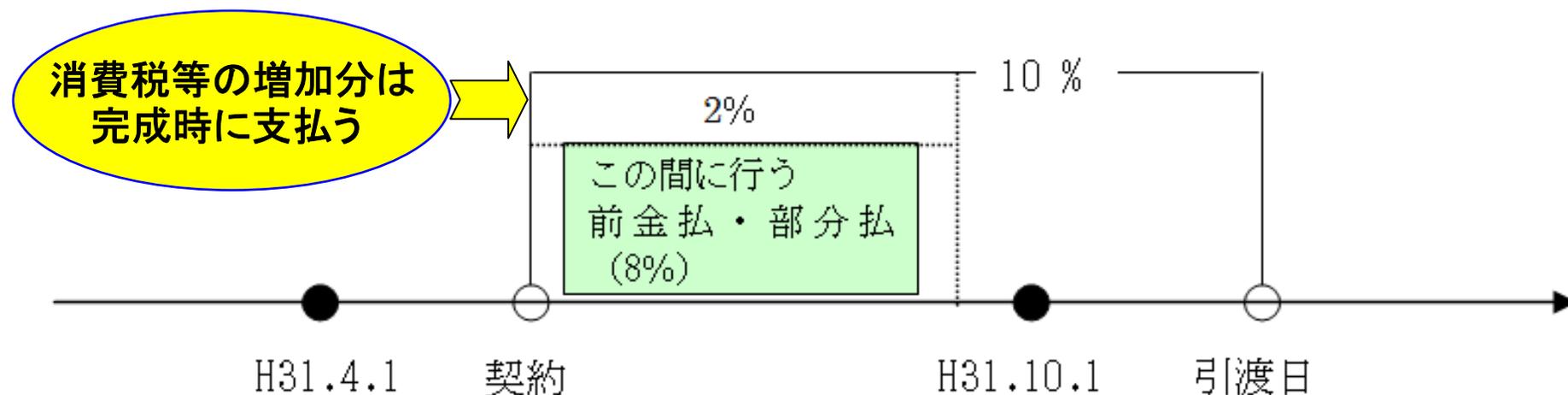
別添概要 II 経過的な建設工事等に関する取扱い

II(1-①)	Iの(1)(平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に当初契約、平成31年10月1日以後引渡しの建設工事等)において、平成31年9月30日までに行う前金払と部分払
II(1-②)	Iの(1)において、受注者が工事進行基準の方法による経理を行う場合において、平成31年9月30日までの期間に対応する部分の対価として売上処理した金額の部分
II(1-③)	Iの(1)において、平成31年9月30日までの期間に部分引渡しが行われた課税資産の譲渡等
II(2)	平成31年3月31日までの間に当初契約し、平成31年4月1日以後に行われる設計変更に伴い請負代金額等を増額する場合
II(3)	平成31年3月31日までの間に当初契約し、平成31年4月1日以後行われる設計変更に伴い遅延により引渡しが平成31年10月1日以後になるとともに請負代金額等を増額する場合
II(4)	平成31年4月1日以降9月30日までの間に当初契約し、遅延により引渡しが平成31年10月1日以後になる場合
II(5)	経過措置が適用される工事について、平成31年4月1日以後に対価の額が増額され、変更が生じた場合

別添概要

Ⅱ 経過的な建設工事等に関する取扱い

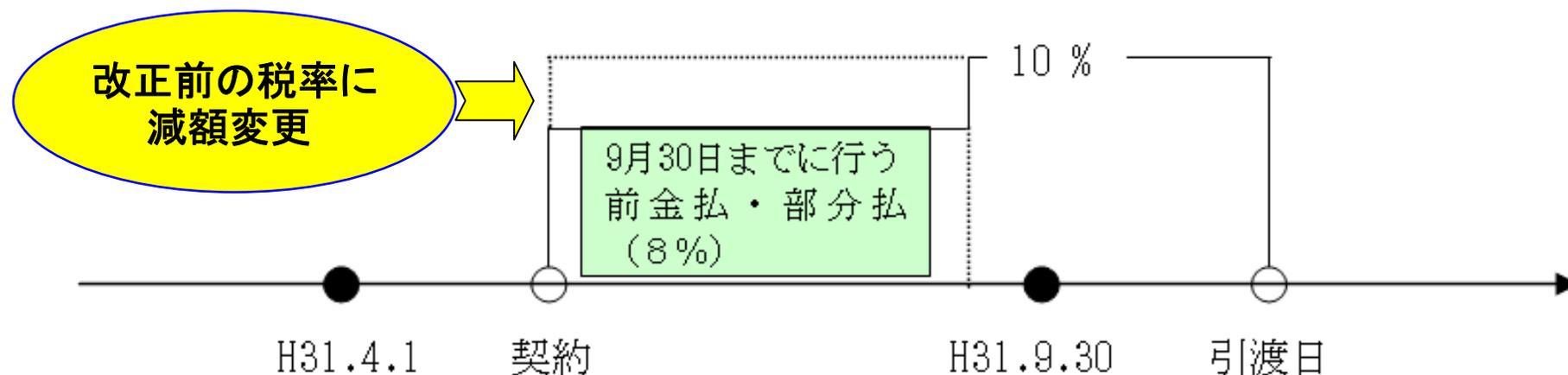
(1-①) Iの(1) (平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に当初契約、平成31年10月1日以後引渡しの建設工事等)において、平成31年9月30日までに行う前金払と部分払
⇒ **消費税等の増加分を含まずに支払い、当該増加分は完成時に支払う。**



別添概要

Ⅱ 経過的な建設工事等に関する取扱い

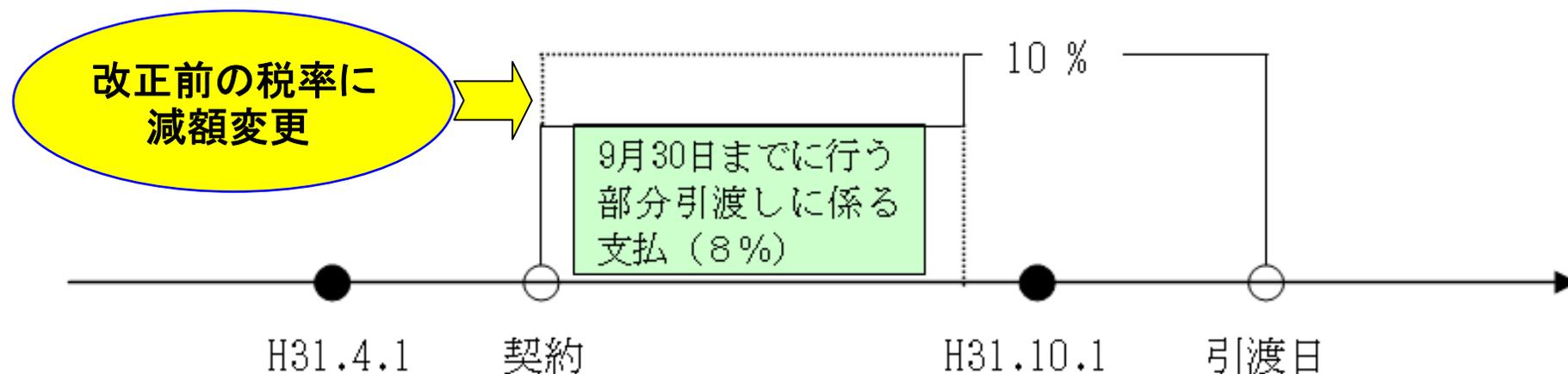
(1-②) Iの(1)において、**受注者が工事進行基準の方法による経理を行う場合において、平成31年9月30日までの期間に対応する部分の対価として売上処理した金額の部分**は、その間に課税資産の譲渡等を行ったこととすることができ、当該課税資産の譲渡等は**旧税率(8%)**が適用
⇒ 受注者から当該規定の適用を受けたことが確認できる書類の提出を受けた場合は、**減額の変更契約**を行う。



別添概要

Ⅱ 経過的な建設工事等に関する取扱い

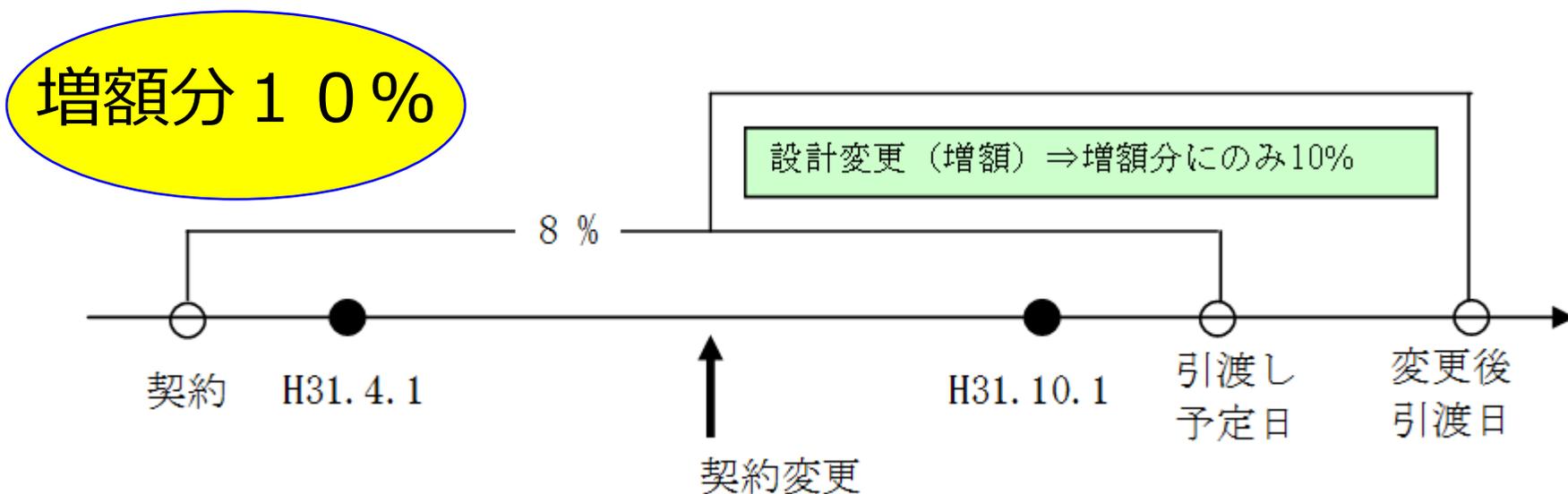
(1-③) Iの(1)において、平成31年9月30日までの期間に部分引渡しが行われた課税資産の譲渡等については、旧税率(8%)が適用されるため、減額の変更契約を行う。



別添概要

Ⅱ 経過的な建設工事等に関する取扱い

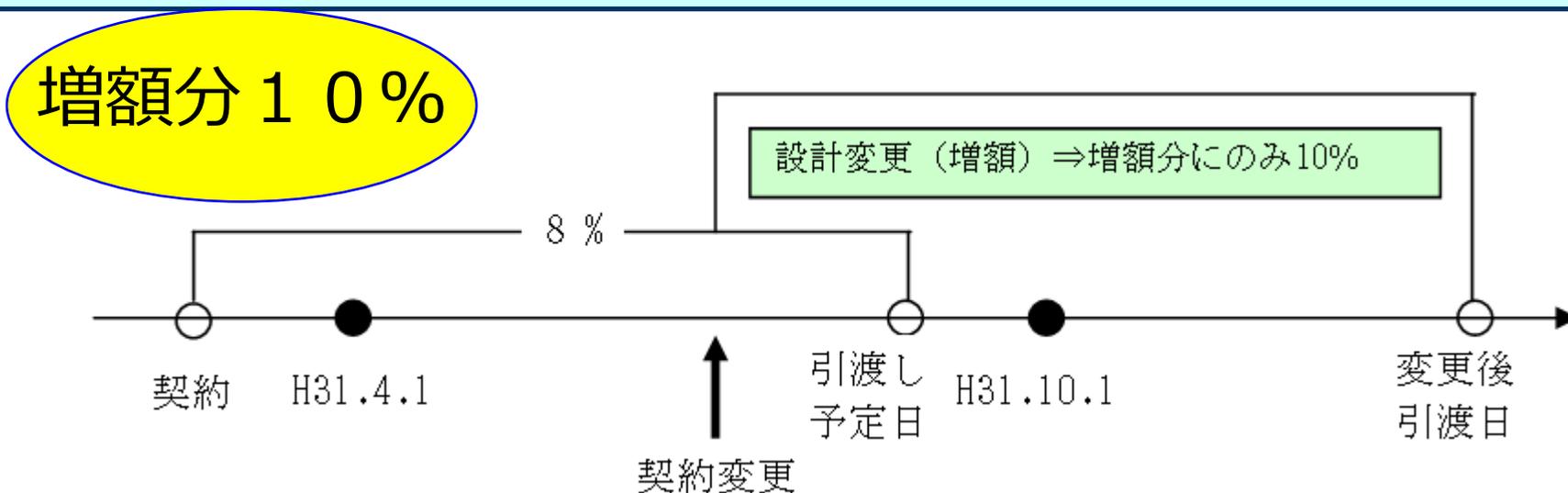
(2) 平成31年3月31日までの間に当初契約 →経過措置が適用
平成31年4月1日以後に行われる設計変更に伴い
請負代金額等を増額する場合
⇒ 増額部分は経過措置が適用されず、10%



別添概要

Ⅱ 経過的な建設工事等に関する取扱い

- (3) 平成31年3月31日までの間に当初契約 →経過措置が適用
平成31年4月1日以後に行われる設計変更に伴い遅延
により引渡しが平成31年10月1日以後になるとともに
請負代金額等を増額する場合
⇒ 増額部分は経過措置が適用されず、10%

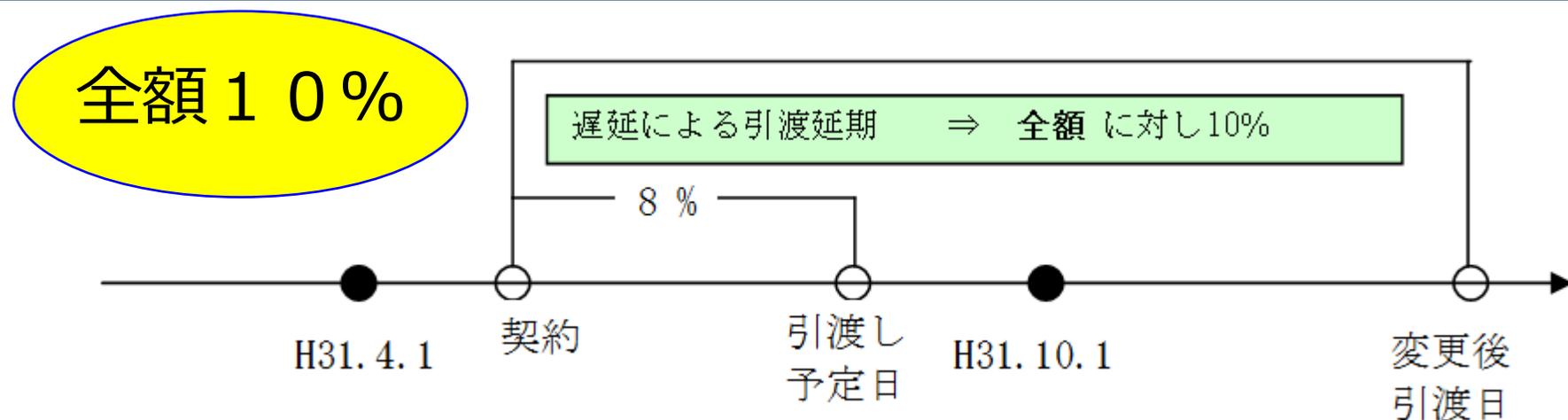


別添概要

Ⅱ 経過的な建設工事等に関する取扱い

(4) 平成31年4月1日以降9月30日までの間に当初契約
遅延により引渡しが平成31年10月1日以後になる場合
⇒ **全額** に対し **10%**

※ただし、請負代金額等を変更するのは、建設工事請負契約約款第18条から21条までの規定による場合等、工期等の延長が受注者の責に帰することができる事由によりなされる場合とする。



別添概要

Ⅱ 経過的な建設工事等に関する取扱い

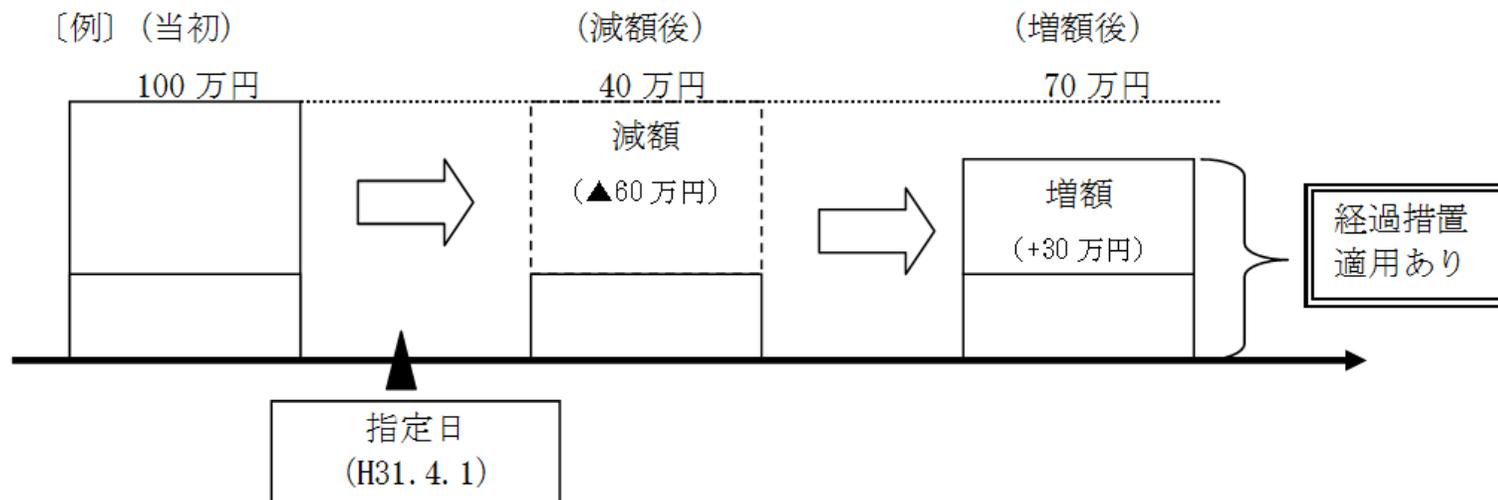
(5) 経過措置が適用される工事について、平成31年4月1日以後に対価の額が増額された場合には、その増額部分については、経過措置が適用されない。

→経過措置が適用される工事に係る請負金額（対価の額）について、指定日以後に変更が生じた場合には、当初契約の請負金額との差額により次のとおり取り扱われる。

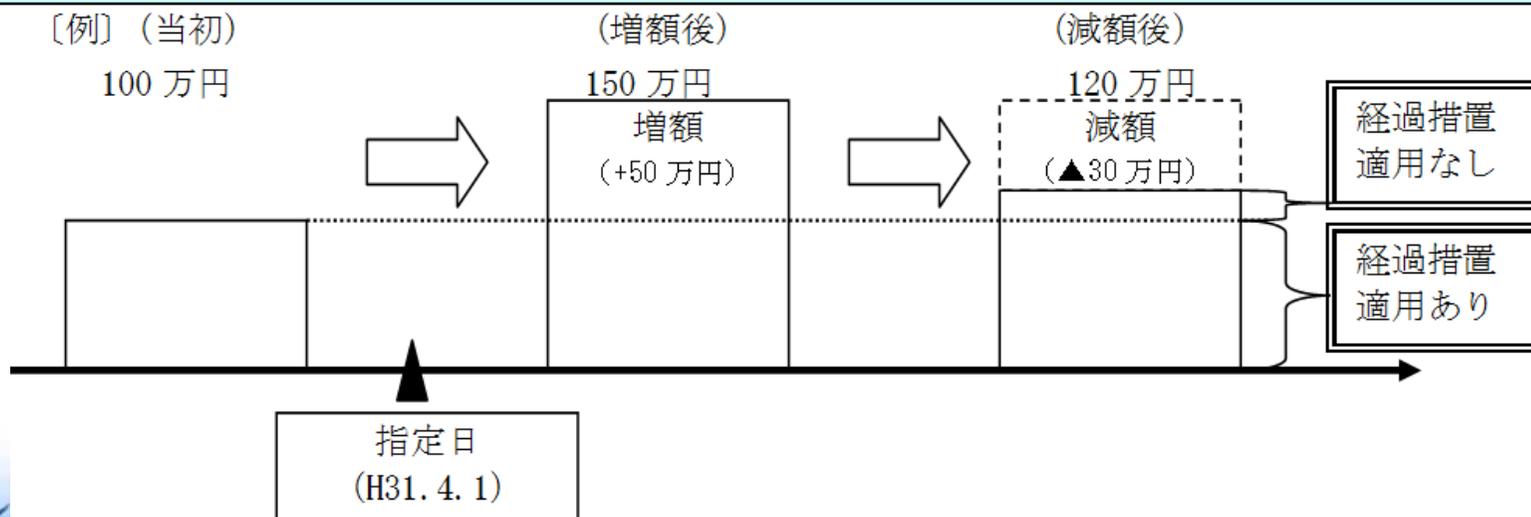
(注1) 指定日の前日（平成31年3月31日）までに締結した変更契約により当初契約の請負金額を増額又は減額している場合には、当初契約の請負金額ではなく、その変更後の請負金額を基に判定する。

(注2) 増額の理由が、追加工事など当初の工事契約において定められていなかったことによるもの場合には、本項のように取り扱われず、その追加工事ごとに経過措置が適用されるかどうか判断する。

① 最終の請負金額が当初契約の請負金額より少ない場合
最終の請負金額の全額が経過措置の適用対象となる。



② 最終の請負金額が当初契約の請負金額より多い場合
当初契約の請負金額を超える部分については、経過措置が適用されない。



別紙 1 (工事)

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う特記事項

約款に次の附則を加える。

附 則

- 1 平成 31 年 9 月 30 日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、第 34 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「平成 31 年度末」と、第 34 条第 1 項中「請負代金額」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額（当該出来高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、「請負代金額が」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額が」と、同条第 2 項中「保証契約」とあるのは「保証事業会社と平成 31 年度末を保証期限とする保証契約」と、同条第 2 項、第 3 項中「請負代金額」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額（当該出来高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項から第 8 項中「請負代金額が」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額が」と、「請負代金額」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額（当該出来高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、第 35 条中「請負代金額」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 平成 31 年 9 月 30 日までに請求を受けた部分払については、第 37 条中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成 31 年度における請負代金相当額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 第 25 条第 1 項の規定による請求があった場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは、「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

別紙 2（委託）

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う特記事項

約款に次の附則を加える。

附 則

- 1 平成 31 年 9 月 30 日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、第 34 条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「平成 31 年度末」と、「業務委託料が」とあるのは「平成 31 年度の履行高予定額が」と、「業務委託料の」とあるのは「平成 31 年度の履行高予定額（当該履行高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）の」と、第 34 条第 1 項中「前払金額」とあるのは「前払金額（平成 31 年度の履行高予定額（当該履行高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）と読み替えて、これらの規定を準用する。

別紙 3 (工事)

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う特記事項

約款に次の附則を加える。

附 則

- 1 平成 31 年 9 月 30 日までに請求を受けた前金払については、第 34 条第 1 項から第 3 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項及び第 8 項中「請負代金額に」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）に」と、「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 平成 31 年 9 月 30 日までに請求を受けた部分払については、第 37 条中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成 31 年 9 月 30 日までに行う第 37 条第 5 項の規定による部分払の請求にあつては、当該請負代金相当額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第 37 条第 5 項の規定により部分払金の支払があつた後、平成 31 年 9 月 30 日までに再度部分払の請求をする場合においては、同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額（平成 31 年 9 月 30 日までに行う第 37 条第 5 項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 7 項中「再度部分払」とあるのは「平成 31 年 9 月 30 日までに再度部分払」してこれらの規定を適用する。
- 4 第 25 条第 1 項の規定による請求があつた場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは、「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

別紙 4（委託）

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う特記事項

約款に次の附則を加える。

附 則

平成 31 年 9 月 30 日までに請求を受けた前金払については、第 34 条中「前払金額」とあるのは、「前払金額（当該業務委託料に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、「業務委託料の」とあるのは、「業務委託料（当該業務委託料に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」として同条を適用する。

別紙 5（工事）

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う特記事項

約款に次の附則を加える。

附 則

第 25 条第 1 項の規定による請求があった場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは、「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

別紙 6（工事）

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う特記事項

約款に次の附則を加える。

附 則

- 1 平成 31 年 9 月 30 日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、第 34 条第 1 項から第 3 項中「請負代金額」とあるのは、「請負代金額（当該請負代金額から平成 31 年 4 月 1 日以後の増額部分に相應する消費税の増加額相当分及び地方消費税の増加額相当分を除く。）」と、同条第 6 項及び第 8 項中「請負代金額に」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額から平成 31 年 4 月 1 日以後の増額部分に相應する消費税の増加額相当分及び地方消費税の増加額相当分を除く。）に」と、「請負代金額の」とあるのは、「請負代金額（当該請負代金額から平成 31 年 4 月 1 日以後の増額部分に相應する消費税の増加額相当分及び地方消費税の増加額相当分を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 平成 31 年 9 月 30 日までに請求を受けた部分払については、第 37 条中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成 31 年 9 月 30 日までに行う第 37 条第 5 項の規定による部分払の請求にあっては、当該請負代金相当額から平成 31 年 4 月 1 日以後の増額部分に相應する消費税の増加額相当分及び地方消費税の増加額相当分を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第 25 条第 1 項の規定による請求があった場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは、「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

別紙 7 (委託)

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う特記事項

約款に次の附則を加える。

附 則

平成 31 年 9 月 30 日までに請求を受けた前金払については、第 34 条中「前払金額」とあるのは、「前払金額（当該業務委託料から平成 31 年 4 月 1 日以後の増額部分に相応する消費税の増加額相当分及び地方消費税の増加額相当分を除く。）」と、「業務委託料の」とあるのは、「業務委託料（当該業務委託料から平成 31 年 4 月 1 日以後の増額部分に相応する消費税の増加額相当分及び地方消費税の増加額相当分を除く。）の」として同条を適用する。

様式1（建設工事に用）

第 号
年 月 日

（受注者） 様

〇〇土木事務所長

建設工事請負契約の変更について（協議）

平成 年 月 日付けであなたと請負契約を締結しております
工事（ 第 号）につきまして、下記のとおり契約の一部を変更したいので協議
します。

消費税及び地方消費税の税率の改正が平成31年10月1日から施行されますが、平成31年4月
1日以後に請負代金額を増額する場合、当該増額部分に対して改正後の消費税率及び地方消費
税率が適用され、請負代金額を変更することとなります。

それに伴い、契約書に別紙の附則を設けたいので、あわせて協議します。

つきましては、下記及び「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等の取扱いに
ついて（通知）」の第3の条件に異議のない場合は、契約書を提出してください。

記

1 請負代金額の変更

（1） 変更後の請負代金額	円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額	円）
（2） その増減額	円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額	円）

2 備考

各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は次のとおりとします。

※ 各会計年度の支払限度額及び出来高予定額

変更後の支払限度額	年度	円
	年度	円
	年度	円
変更後の出来高予定額	年度	円
	年度	円
	年度	円

様式1（委託業務用）

第 号
年 月 日

（受注者） 様

〇〇土木事務所長

業務委託契約の変更について（協議）

平成 年 月 日付けであなたと委託契約を締結しております
業務（ 第 号）につきまして、下記のとおり契約の一部を変更したいので協議
します。

消費税及び地方消費税の税率の改正が平成31年10月1日から施行されますが、平成31年4月
1日以後に業務委託料を増額する場合、当該増額部分に対して改正後の消費税率及び地方消費
税率が適用され、業務委託料を変更することとなります。

それに伴い、契約書に別紙の附則を設けたいので、あわせて協議します。

つきましては、下記及び「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等の取扱いに
ついて（通知）」の第3の条件に異議のない場合は、契約書を提出してください。

記

1 変更後の業務委託料	円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額	円）
2 その増減額	円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額	円）

第 号
年 月 日

（受注者） 様

〇〇土木事務所長

建設工事請負契約の変更について（協議）

平成 年 月 日付けであなたと請負契約を締結しております
工事（ 第 号）につきまして、下記のとおり契約の一部を変更したいので協議
します。

消費税及び地方消費税の税率の改正が平成31年10月1日から施行されますが、工期を平成31
年10月1日以後に延長した場合、請負代金額の増額部分に対して改正後の消費税率及び地方消
費税率が適用され、請負代金額を変更することとなります。

それに伴い、契約書に別紙の附則を設けたいので、あわせて協議します。

つきましては、下記及び「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等の取扱いに
ついて（通知）」の第4の条件に異議のない場合は、契約書を提出してください。

記

- | | |
|----------------------|-------|
| 1 変更後の請負代金額 | 円 |
| （うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 | 円） |
| 2 その増減額 | 円 |
| （うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 | 円） |
| 3 変更後の工事完成期限 | 年 月 日 |
| 4 その他 | |

第 号
年 月 日

(受注者) 様

〇〇土木事務所長

業務委託契約の変更について (協議)

平成 年 月 日付けであなたと業務委託契約を締結しております
業務 (第 号) につきまして、下記のとおり契約の一部を変更したいので協議
します。

消費税及び地方消費税の税率の改正が平成31年10月1日から施行されますが、履行期限を平成31年10月1日以後に延長した場合、業務委託料の増額部分に対して改正後の消費税率及び地方消費税率が適用され、業務委託料を変更することとなります。

それに伴い、契約書に別紙の附則を設けたいので、あわせて協議します。

つきましては、下記及び「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等の取扱いについて (通知)」の第4の条件に異議のない場合は、契約書を提出してください。

記

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1 変更後の業務委託料 | 円 |
| (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額) | 円) |
| 2 その増減額 | 円 |
| (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額) | 円) |
| 3 変更後の履行期限 | |
| | 年 月 日 |
| 4 その他 | |

第 号
年 月 日

（受注者） 様

〇〇土木事務所長

建設工事請負契約の変更について（協議）

平成 年 月 日付けであなたと請負契約を締結しております
工事（ 第 号）につきまして、下記のとおり契約の一部を変更したいので協議
します。

消費税及び地方消費税の税率の改正が平成31年10月1日から施行されますが、工期を平成31
年10月1日以後に延長した場合、請負代金額の全体に対して改正後の消費税率及び地方消費税
率が適用され、請負代金額を変更することとなります。

それに伴い、契約書に別紙の附則を設けたいので、あわせて協議します。

つきましては、下記及び「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等の取扱いに
ついて（通知）」の第5の条件に異議のない場合は、契約書を提出してください。

記

- | | |
|----------------------|-------|
| 1 変更後の請負代金額 | 円 |
| （うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 | 円） |
| 2 その増減額 | 円 |
| （うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 | 円） |
| 3 変更後の工事完成期限 | |
| | 年 月 日 |
| 4 その他 | |

第 号
年 月 日

（受注者） 様

〇〇土木事務所長

業務委託契約の変更について（協議）

平成 年 月 日付けであなたと業務委託契約を締結しております
業務（ 第 号）につきまして、下記のとおり契約の一部を変更したいので協議
します。

消費税及び地方消費税の税率の改正が平成31年10月1日から施行されますが、履行期限を平成31年10月1日以後に延長した場合、業務委託料の全体に対して改正後の消費税率及び地方消費税率が適用され、業務委託料を変更することとなります。

それに伴い、契約書に別紙の附則を設けたいので、あわせて協議します。

つきましては、下記及び「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等の取扱いについて（通知）」の第5の条件に異議のない場合は、契約書を提出してください。

記

- | | |
|----------------------|-------|
| 1 変更後の業務委託料 | 円 |
| （うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 | 円） |
| 2 その増減額 | 円 |
| （うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 | 円） |
| 3 変更後の履行期限 | |
| | 年 月 日 |
| 4 その他 | |

第 号
年 月 日

(受注者) 様

〇〇土木事務所長

建設工事請負契約の条件変更について（協議）

平成 年 月 日付で落札決定通知を行い、あなたと請負契約を締結することとしております。 工事（ 第 号）につきましては、消費税及び地方消費税の税率の改正が平成31年10月1日から施行されることにより、改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されます。

それに伴い、下記のとおり請負代金額を変更するとともに、別紙の附則を設けたいので協議します。

つきましては、下記及び「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等の取扱いについて（通知）」の第2の条件に異議のない場合は、契約書を提出してください。

記

1 請負代金額の変更

(1) 変更後の請負代金額	円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額	円）
(2) その増減額	円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額	円）

2 備考

各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は次のとおりとします。

※ 各会計年度の支払限度額及び出来高予定額

変更後の支払限度額	年度	円
	年度	円
	年度	円
変更後の出来高予定額	年度	円
	年度	円
	年度	円

各年度の支払限度額及び出来高予定額の設定が無い場合、備考以下を削除。

第 号
年 月 日

（受注者） 様

〇〇土木事務所長

業務委託契約の条件変更について（協議）

平成 年 月 日付けで落札決定通知を行い、あなたと業務委託契約を締結することとして
おります 業務（ 第 号）につきましては、消費
税及び地方消費税の税率の改正が平成31年10月1日から施行されることにより、改正後の消費
税率及び地方消費税率が適用されます。

それに伴い、下記のとおり業務委託料を変更するとともに、別紙の附則を設けたいので協議
します。

つきましては、下記及び「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等の取扱いに
ついて（通知）」の第2の条件に異議のない場合は、契約書を提出してください。

記

- | | |
|----------------------|----|
| 1 変更後の業務委託料 | 円 |
| （うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 | 円） |
| 2 その増減額 | 円 |
| （うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 | 円） |

様式5（建設工事用）

※ 平成31年5月1日以降は、平成31年の部分を令和元年として使用する。

第 号
年 月 日

（受注者） 様

〇〇土木事務所長

建設工事請負契約の変更について（協議）

平成 年 月 日付けであなたと請負契約を締結しております
工事（ 第 号）につきまして、消費税及び地方消費税の税率の
改正が平成31年10月1日から施行されることに伴い、契約書に別紙の附則を設けたいので、
協議します。

様式 5 (委託業務用)

※ 平成 31 年 5 月 1 日以降は、平成 31 年の部分を令和元年として使用する。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

〇〇土木事務所長

業務委託契約の変更について (協議)

平成 年 月 日付けであなたと業務委託契約を締結しております
業務 (第 号) につきまして、消費税及び地方消費税の税率
の改正が平成31年10月 1 日から施行されることに伴い、契約書に別紙の附則を設けたいので、
協議します。

様式（適用経理方法申出書）

第 号
年 月 日

〇〇土木事務所長 様

（ 受 注 者 ）

工事に適用する経理方法の申出書

〇〇〇〇工事に適用する経理方法は下記のとおりであることを申し出します。

記

工事完成基準 ・ 工事進行基準

※適用する経理方法を○で囲んでください。

※社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第5条第3項（工事の請負契約等に関する税率等の経過措置）に規定する経過措置の適用を受けた場合、受注者は発注者に対して、経過措置の適用を受けたものであることを請求書等の書面により通知するものとされていますが、本様式は当該書面ではありません。

通知文	第 1	第 2 (指定日以降契約、施行日以降引渡)	第 3 (経過措置適用を設計変更→増額)	第 4 (経過措置適用を設計変更→遅延+増額)	第 5 (施行日前に引渡予定が遅延)	第 6 (第 1~5 以外)	第 7 (第 2 を公告中)	第 8 (第 2 を契約済)
見出し (年号について、平成 31 年 5 月 1 日以降は、平成 31 年を令和元年に読み替える)	平成 31 年 10 月 1 日以後に締結する建設工事等の契約に係る消費税及び地方消費税の取扱い	平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間に当初の契約を締結し、平成 31 年 10 月 1 日以後に引渡し予定の工事等(平成 31 年度債務負担行為に基づく契約に係る工事等を含む)の消費税等の取扱い	平成 31 年 3 月 31 日までに契約を締結し、平成 31 年 10 月 1 日以後に引渡し予定の建設工事等で、平成 31 年 4 月 1 日以後に行われる設計変更により請負代金額等を増額するものの消費税及び地方消費税の取扱い	平成 31 年 3 月 31 日までに契約を締結し、平成 31 年 9 月 30 日までに引渡し予定の建設工事等で、平成 31 年 4 月 1 日以後に行われる設計変更により遅延し、引渡しが平成 31 年 10 月 1 日以後になるとともに、請負代金額等を増額するものの消費税及び地方消費税の取扱い	平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間に当初の契約を締結し、平成 31 年 9 月 30 日までに引渡し予定の建設工事等で、設計変更により遅延し、引渡しが平成 31 年 10 月 1 日以後になるものの消費税及び地方消費税の取扱い	その他	第 2 の規定に該当するもので、通知の施行日前に既に公告等を行っている(契約前の)建設工事等に係る消費税及び地方消費税の取扱い	第 2 の規定に該当するもので、通知の施行日前に契約済の建設工事等に係る消費税及び地方消費税の取扱い
別添概要 パターン図		Iー(1)、IIー(1)	Iー(2)、IIー(2)	Iー(3)、IIー(3)	Iー(4)、IIー(4)		Iー(1)、IIー(1)	Iー(1)、IIー(1)
消費税率	10%	当初契約時 10%	当初契約時 8% 変更時に当該増額分についてのみ 10%	当初契約時 8%、変更時に当該増額分についてのみ 10% (ただし、工期等の延長が受注者の責に帰することができない事由による場合)	当初契約時 8%、変更時に契約額全額について 10% (ただし、工期等の延長が受注者の責に帰することができない事由による場合)	通知の規定により難しい特別な事情がある場合の取扱いは、別途協議する。	公告、当該指名通知又は当該見積合わせにおいて定める条件を協議により第 2 と同に。	当初契約時 10%
新税率増加額相当分			通知文 第 3-1 参照	通知文 第 4-1 参照	通知文 第 5-1 参照			
平成 31 年 9 月 30 日までの前金払及び部分払の取扱い		新税率による増加額相当分を含まない。 当該増加額相当分は、完成時に支払う。ただし、経理方法による取扱いの規定により減額の変更契約を行う場合を除く。	同左	同左	同左		協議後、第 2 と同	同左
経理方法による取扱い		経理方法の申出書により確認 * 工事進行基準 平成 31 年 9 月 30 日までの前金払及び部分払は 8%に減額変更 * 工事完成基準 平成 31 年 9 月 30 日までの部分引渡しに係る支払いは 8%に減額変更	同左	同左	同左		協議後、第 2 と同	同左
賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い		新税率による物価の変動分を除く。	同左	同左	同左		協議後、第 2 と同	同左
入札公告等	通知文 第 1-2 参照	通知文 第 2-5 参照					公告、当該指名通知又は当該見積合わせにおいて定める条件	
請負代金額等の記載等	通知文 第 1-3 参照	通知文 第 2-6 参照 特記事項として、別紙附則を付す。	通知文 第 3-5 参照 請負代金額等の変更契約時に、受注者と様式 1 により協議のうち、特記事項として、別紙附則を付す。	通知文 第 4-5、6 参照 請負代金額等の変更は、工期又は履行期間延長時に行う。 請負代金額等の変更契約時に、受注者と様式 2 により協議のうち、特記事項として、別紙附則を付す。	通知文 第 5-5、6 参照 請負代金額等の変更額は通知文 第 5-2 に基づき積算する。 請負代金額等の変更は、工期又は履行期間延長時に行う 請負代金額等の変更契約時に、受注者と様式 3 により協議のうち、特記事項として、別紙附則を付す。		通知文 第 7-2 参照 落札者と様式 4 により協議のうち、第 2 に規定する条件で契約を締結する。 併せて、特記事項として、別紙附則を付す。	通知文 第 7-3 参照 受注者と様式 5 により協議のうち、第 2 に規定する条件に変更するため、特記事項として、別紙附則を付す。
別紙附則		工事 別紙 1 (債務) 別紙 3 (前金・部分払有り) 別紙 5 (前金・部分払無し) 委託 別紙 2 (債務) 別紙 4	工事 別紙 5 (前金・部分払無し) 別紙 6 (前金・部分払有り) 委託 別紙 7	同左	工事 別紙 3 (前金・部分払有り) 別紙 5 (前金・部分払無し) 委託 別紙 4		第 2 と同	同左
協議様式			様式 1 により協議	様式 2 により協議	様式 3 により協議		様式 4 により協議	様式 5 により協議
経理方法の申出		経理方法の申出書により確認	同左	同左	同左		協議後、第 2 と同	同左